平成22年度
文部科学省税制改正要望の概要及び論点

平成21年11月24日（火）

文 部 科 学 副 大 臣

中川　正春

文部科学省要望項目一覧

教育、文化芸術、スポーツ、学術等の振興のための寄附税制の拡充

(1)寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充 【所得税】
①適用下限額の引き下げ ②年末調整対象化

(2)給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度の創設 【所得税】

(3)研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設【法人税・事業税】

教育費負担の軽減

(1)高等学校等就学支援金の創設に伴う非課税措置等 【所得税、住民税、国税徴収法】

(2)家庭の教育費負担の軽減に資する特定扶養控除の維持 【所得税、住民税】

スポーツの振興

(1)オリンピックメダリストに対する金品の非課税措置における対象交付団体の拡充等【所得税、住民税】

その他

(1)図書館、博物館及び幼稚園を設置する民間団体に係る非課税措置の創設
【固定資産税、都市計画税、不動産取得税】

〔他省庁取りまとめによる要望事項〕

(1)研究開発促進税制の延長 【所得税、法人税】

寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充

要望内容

○所得控除について、
　① ５千円の適用下限額を２千円に引き下げ
　② 手続を年末調整の対象化

要望理由

○寄附の増加は、公益法人等が自己努力の下に民力を活用し発展を図る重要な手段
○少額でも寄附しやすい環境を整備し、いかなる経済・雇用情勢下においても、国民が額の多寡によらず繰り返し善意の寄附を行う寄附文化の醸成・定着を目指す

「適用下限額の引き下げ」と「年末調整対象化」を併せ行えば効果大

効　果

○少額寄附を含む寄附の増加
○毎年の継続的な寄附の増加
○所得控除手続の簡素化による寄附者の負担軽減
○寄附文化の一層の醸成

（推計：適用下限額引下げ）
○増加寄附者数：14，739人
○増加寄附金額：63，749千円

（推計：年末調整）
○増加寄附者数：7，063人
○増加寄附金額：941，904千円

減税見込額

（適用下限額引下げ）

○減税見込額：295，503千円

寄附税制の拡充（論点）

◆寄附増加効果（推計）はコストを上回る

（効果）
- 増加寄附額　10億565万円
- 増加寄附者　2万1，802人

（コスト）
- 減収見込額　2億9，550万円
- 法人等経費（領収書等発行）　126万円（※）

※源泉徴収義務者のシステム改修一時金や人件費（1法人当たり数時間相当）を除く

◆国民が寄附しやすい環境づくり：公益法人等も自ら努力

（公益法人等）

分割寄附制度の創設、口座自動引落、クレジット決済の導入、
24時間寄附が可能なインターネットシステムの整備、
寄附意欲喚起（寄附事業報告会招待、広報誌送付、図書館・博物館利用許可等）

（文部科学省）

HPに寄附税制をわかりやすく掲示。所管公益法人等一覧を掲示し各HPにリンク

◆不正申請を防ぐために

＜所得税法上の罰則適用以外に考えられる措置（例）＞
- 領収書様式、特定公益増進法人証明書様式の国指定
- 寄附金控除対象法人の一覧整備、省庁HPにおける掲示

研究開発力強化法に基づく
研究開発法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設

要望内容

○　研究開発法人への寄附金を、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする

※「研究開発法人」は、研究開発力強化法において、研究開発等を行う独立行政法人のうち特に重要なものとして定義（32法人）されている

背　景

厳しい財政事情の下、

○　研究開発法人は研究開発業務を行う上で、事業者からの資金受け入れを図ることが重要。この点については、超党派の議員立法である研究開発力強化法において、「国はそのために必要な施策を講ずるもの」とされている。

○　国は、幅広い事業者・国民が、研究開発法人へ寄附を行うことを促進する環境を整備することが必要。

○　研究開発法人と民間企業との共同研究が増える中、独立行政法人からも要望があがってきている。

効　果

○研究開発法人の自己収入の増大・自立性の確保

○企業の公的研究への参画

○減収見込額

国　税：約７．６億円（32法人合計）

文部科学省所管分約６億円

地方税：約３．２億円（32法人合計）

文部科学省所管分約２．４億円

◆研究開発法人を活性化させることで、
我が国の研究開発力を強化・国際競争力を維持◆

高等学校等就学支援金の創設に伴う非課税措置等

◎高等学校等就学支援金

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国公立高校生のいる世帯に対し、授業料相当額（年額118,800円以内）を助成し、実質的に授業料を無料にするとともに、私立高校生等のいる世帯に対しても同等額（低所得世帯に対しては、237,600円以内）を助成することにより、世帯の教育費負担を軽減する。

要望の趣旨　高等学校等就学支援金に所得税が課されること等により、公立高校でも実質的に授業料の負担が生じるなど、教育費負担軽減の効果を減じることのないよう、非課税及び差押禁止の措置を講じる。

（参考）○支給の対象・標準額について

学校種	標準額		低所得者増加額
	国公立	私立	
高等学校・中等教育学校（後期課程）			標準額に２を乗じて得た額を上限とする （対象となる学校種は ※1の箇所を想定している）
全日制	118, 800	※1　118, 800	
定時制	32, 400	※1　118, 800	
通信制	6, 200	※1　118, 800	
特別支援学校（高等部）	4, 800	※1　118, 800	
高等専門学校（１～３学年）	※1　118, 800	※1　118, 800	
専修学校・各種学校等（※2）	118, 800	※1　118, 800	

※2　中学校卒業を入学資格とする専修学校高等課程など高等学校に類する課程を置くものとして文部科学大臣が指定するもの

○支給の手続について

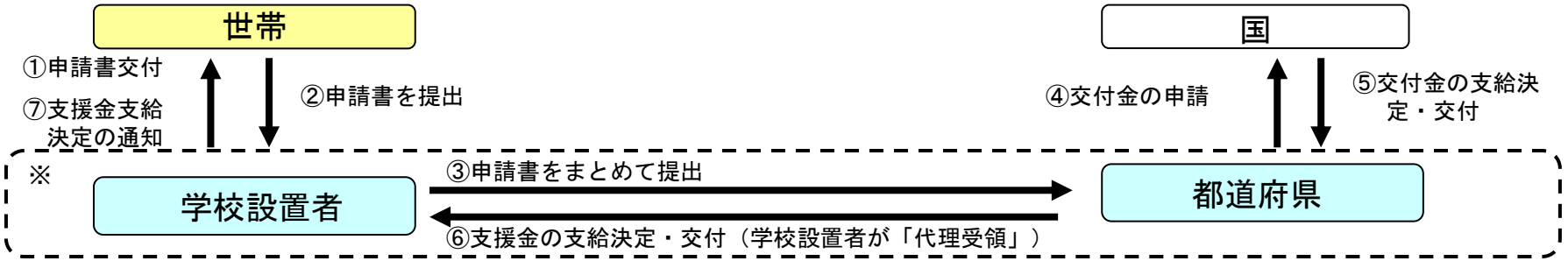

※　なお、都道府県立高校の場合は、学校設置者と都道府県が同一主体であるため、実質的には内部事務で処理することとなる。

高等学校等就学支援金の創設に伴う非課税措置等（論点）

◆所得税法上「学資に充てるため給付される金品」は非課税

○所得税法第９条第１項第１４号（非課税所得）

「学資に充てるため給付される金品」は非課税

〔具体例〕 給付型の奨学金

◆就学支援金は確実に授業料に使われる

・授業料に確実に充てられるよう、学校設置者が高校生等のいる世帯に代わって受領

◆課税もしくは差押えられた場合の影響

・高等学校等の実質無償化が達成できない

■授業料負担が生じ、社会全体で高校生等のいる世帯の教育費負担軽減の効果が減少

【平成22年度税制改正要望】

家庭の教育費負担の軽減に資する特定扶養控除の維持 【所得税、住民税】

民主党マニフェスト2009(抄)

3. 租税特別措置を見直す

公平で透明な税制を創る	○不透明な租税特別措置を全て見直して、効果の乏しいもの、役割を終えたものを廃止する。 ○「控除」から「手当」へ転換するため、所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止し、「子ども手当」を創設。	削減額 2.7兆円

※特定扶養控除、老人扶養控除、障害者控除等は存続させる。(略)

高校以降の給付と負担の関係について(特定扶養控除関係)

【負担と給付のイメージ】

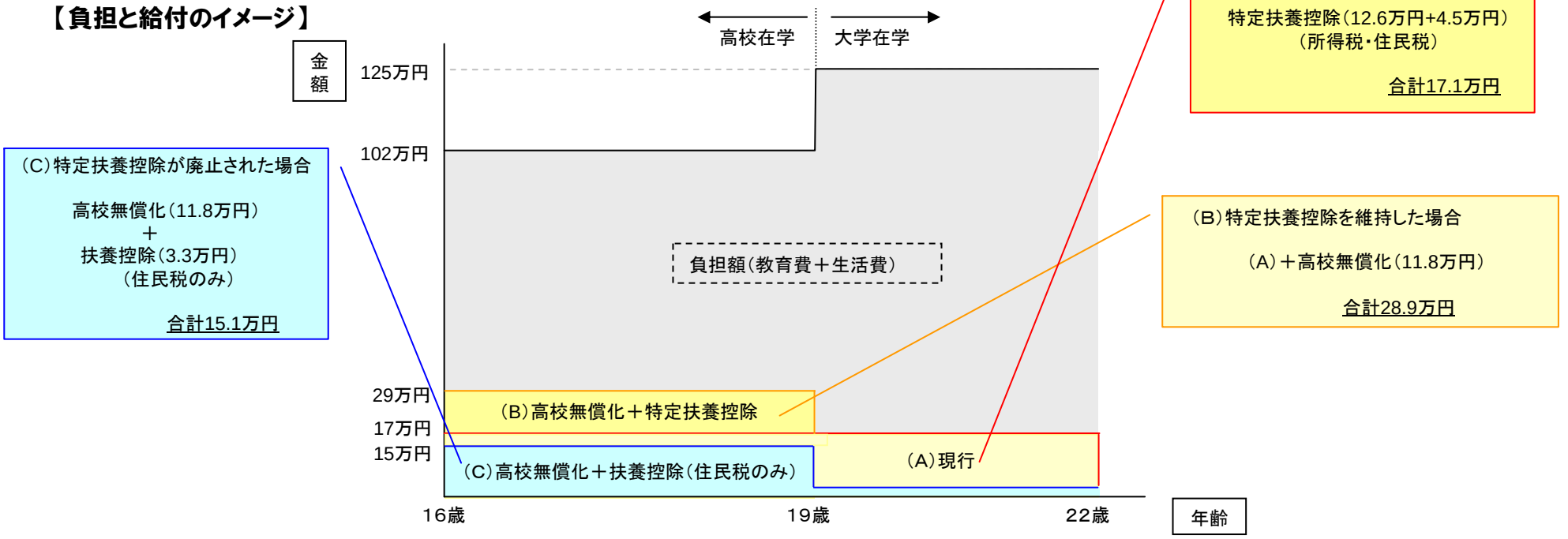

※1 負担額は、学校内外での教育費+生活費で算出。生活費は生活扶助(1類)の額を基に算出。
※2 全て公立学校に通う場合で、課税所得330万円以上695万円以下の場合を想定。
※3 配偶者控除に係る便益は除く。

オリンピックメダリストに対する金品の非課税措置における対象交付団体の拡充等

背景

○ 我が国の国際競技力向上には、国費等による強化活動への支援にとどまらず、国際競技大会の成績優秀者に対する社会的評価を高め、今後の活躍の動機付けを図ることが必要

○ 特に、オリンピックでのメダル獲得は、スポーツ分野における最大の功績で、多くの国民がその価値を認めるもの

○ 平成６年に（財）日本オリンピック委員会(ＪＯＣ)がオリンピックメダリストに交付する金品(報奨金)を非課税とした。その後、各競技団体においても独自の報奨金を設けているが、その金品は課税となっている。

（参考）　パラリンピックメダリストへの報奨金についても、昨年の北京大会から非課税。

要望内容

○ オリンピック競技大会のメダリストに対し、各競技団体(注)が交付する金品（報奨金）についても、所得税を非課税とする。

○ JOC報奨金は、租税特別措置法による非課税とされているが、創設から15年が経っており、制度が定着したことから本要望と併せて、学術・芸術分野の報奨金と同様に所得税法第9条による非課税とする。

(注):オリンピック競技を統括する国内の団体

〔学術・芸術分野の報奨金の例〕 ノーベル賞、日本学士院・日本芸術院からの恩賜賞、その他各種の学術・芸術に関する賞

報奨金制度の有無と実績（文部科学省調べ）

単位:万円

	報奨金交付団体数	H16		H17		H18		H19		H20	
		人数	総額	人数	総額	人数	総額	人数	総額	人数	総額
オリンピック	21(10)	36	4,540			1	200	―	―	42	4,550
（参考）JOC報奨金		94	15,600	―	―	1	300	―	―	51	10,800

注:オリンピック競技を統括する団体のうち、公益法人である32団体に調査。

報奨金制度の例

	金メダル	銀メダル	銅メダル
日本陸上競技連盟	1000万	600万	400万
※リレーについては、一人当たり上記の半額。			
全日本スキー連盟	300万	200万	100万
日本オリンピック委員会	300万	200万	100万

オリンピックメダリストに対する金品の非課税措置における対象交付団体の拡充等（論点）

◆各競技団体間の対応の違い（報奨金の有無・金額）

・報奨金を有していない団体があり、要望は時期尚早ではないか
　⇒　要望が実現すれば、さらに多くの団体による創設が見込まれる

・報奨金制度を有する団体であっても報奨金の額が一律ではなく、問題ではないか
　⇒学術・芸術における非課税金品についても、報奨金の額は多様であり、一律でない

〔学術・芸術分野の金品の例〕
ノーベル賞、日本学士院・日本芸術院からの恩賜賞、その他各種の学術・芸術に関する賞

◆平成6年当時に各競技団体を対象とせず、今回拡大する理由

・平成６年当時、報奨金を有する団体は少なかったこと、JOCがIOC（国際オリンピック委員会）に加盟する唯一の国内組織であること等を勘案し、JOC報奨金のみを要望。
　その後、①他国の報奨金整備等を受けて、報奨金を有する団体の増加（H6：8団体⇒H21：21団体）、②各国内競技団体の国際的なスポーツ界の体系への位置づけ（各オリンピック競技の国際団体（FIFA等）への加盟）を勘案したもの。

図書館、博物館、幼稚園を設置する民間団体に係る非課税措置の創設

要望内容

一般社団・財団法人が設置する図書館、博物館、幼稚園については、一定の基準を満たす者のみが設置できる公益性の高い施設。一般社団・財団法人が設置するこれらの施設についても、他の設置主体が設置するものと同様に、固定資産税等の非課税措置を講じる。

旧民法34条法人に基づく
社団・財団法人が設置する施設

- 図書館
- 博物館
- 幼稚園

→ 非課税

平成20年12月～　※移行期間
（新公益法人制度施行）

公益社団・財団法人

- 図書館
- 博物館
- 幼稚園

→ 非課税

一般社団・財団法人

- 図書館
- 博物館
- 幼稚園

→ 未定

＜参考＞

- 図書館を設置できる他の設置主体
  - ・地方公共団体
- 博物館を設置できる他の設置主体
  - ・地方公共団体
  - ・宗教法人
  - ・日本放送協会
- 幼稚園を設置できる他の設置主体
  - ・地方公共団体
  - ・学校法人
  - ・社会福祉法人
  - ・宗教法人

→ 非課税

他の設置主体が設置するものと同様に非課税を要望

図書館、博物館及び幼稚園を設置する民間団体に係る非課税措置の創設（論点）

◆固定資産税等を課税された場合の影響

- **利用料金の引き上げ**
- **<u>各地域の特色のある施設※の閉鎖、貴重な資料散逸のおそれ</u>**

〔※特色のある施設の例〕

○A図書館　郷土出身の儒学者や歌人の著書・蔵書・歌誌中心の文献を保管

○B博物館　紙以前の書写材料から、紙の誕生と伝幡、和紙の歴史、製造工程など紙に関する古今東西の資料を幅広く収集、保存、展示

◆一般社団・財団法人に移行せざるをえない理由

- **<u>法人の規模が小さく公益認定が困難</u>**

■小規模で事務体制が脆弱な法人にとって、公益認定のための膨大な事務量をこなすことは困難

- **<u>公益認定基準を満たすのが困難</u>**

■遊休財産の保有が多い、公益目的事業比率５０％未満であるなど、公益認定基準を満たすことが困難